

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

ＪＡＳ法第 9 条の 2 の規定及び平成 1 3 年 1 1 月に農林物資規格調査会で決定した「ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準」に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（平成 1 2 年 1 月 2 0 日農林水産省告示第 5 9 号及び 6 0 号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格について、

- (1) 第 4 条「生産の方法についての基準」について、解釈に混乱が生じないよう、より具体的に規定する
- (2) 転換期間中有機農産物に名称表示を義務付ける
- (3) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの適合を図りつつ整理する

等の改正を行う。

有機農産物の日本農林規格の見直しについて

見直しの基準 2 (1) (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 見直しを行う年度の過去 2 ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず (平成 1 3 年度から有機 J A S 規格に基づく有機食品が流通しているが、その格付数量は大幅に増加し、市場規模は拡大している (国内格付実績 13 年度 34 千トン → 15 年度 47 千トン) 。なお、小売販売額に関する資料はない。)
イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当せず (複数の都道府県で格付)

有機農産物の日本農林規格の改正概要

1 「目的」の規定の改正（第1条）

新たに有機飼料の規格を作成していることから、農産物のうち食用に供されるものの規格であることを明確化するため、「食用に供されるものに限る。」を追記する。

2 「定義」の規定の改正（第3条）

- 第3条及び第4条において定義づけ、繰り返し使用する用語について一括して以下のように規定する。
- 使用禁止資材については、肥料、土壌改良資材及び農薬以外の資材についても化学物質の投入が不可であることを明確化するため、その他の資材についても含めて規定する。

この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
有機農産物	<u>次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。</u>
ほ場等	<u>ほ場及び採取場をいう。</u>
使用禁止資材	<u>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</u>
苗等	<u>苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。</u>

3 生産の方法についての基準の変更（第4条）

（生産の方法についての基準）

事 項	改正案	現 行
ほ場等の条件	1 ほ場は、周辺から <u>使用禁止資材</u> が飛来しないように <u>必要な措置が講じられていること。</u> また、 <u>水田においてはその用水に使用禁止資材の混入を防止する等、ほ</u>	1 ほ場は、周辺から <u>肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）</u> が飛来しないように <u>明確に区分され</u>

場に使用禁止資材が流入しないように必要な措置が講じられていること。

2 次のいずれかによること。

(1) 多年生作物を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植え付け前に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は植え付け前1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等の基準並びにほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。

(2) [略]

3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。

ていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。

2 次のいずれかによること。

(1) 多年生作物（牧草を除く。）を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植付け前に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は植付け前1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。

(2) [略]

3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。

- ・ 第 3 条に定義付けられたことに伴い規定を整理する。
- ・ 農地を明確に区分することは必ずしも可能ではないことから適切な表現にする。
- ・ 飛来に対してのみでなく、水田用水も含めた流入についても防止するため、規定を明確化する。
- ・ 第 1 条の改正の反映し、「牧草を除く」を削除する。

事 項	改正案	現 行
ほ場等における肥培管理	当該ほ場等において生産された農産物の残さに由来する <u>たい肥</u> の施用その他の当該 <u>ほ場等又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって</u> 土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等 <u>又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって</u> は土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表 1 に掲げる肥料及び土壌改良資材（ <u>製造工程において化学的に合成された物質を添加していないもの（抽出の媒体を除く。）</u> に限る。 <u>以下同じ。）</u> のみを使用していること。）。	当該ほ場等（ <u>ほ場及び採取場をいう。以下同じ。）</u> において生産された農産物の残さに由来する <u>堆肥</u> の施用その他の当該 <u>ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって</u> 土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等 <u>若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって</u> は土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表 1 に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。）。

- ・ 第 3 条に定義付けられたことに伴い規定を整理する。
- ・ 現行の別表 1 に掲げられた大部分の資材の基準に「化学的に合成された物質を添加していないものであること」と一つ一つ規定されていることから、これを一括して本則において規定する。

事 項	改正案	現 行
<u>ほ場に播種又は植え付ける種子</u>	1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基	1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基

及び苗等	準、ほ場等における有害動植物の防除の基準、<u>一般管理の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準に適合する種子及び苗等</u>を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にあっては使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等を、これらの種子及び苗等の入手が困難な場合にあっては種子繁殖する農産物にあっては種子、栄養繁殖する農産物にあっては入手可能な最も若齢な苗等を使用することができる（<u>食用新芽の生産を目的とする場合の種子及び植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合の苗等を除く。</u>）。 2 [略]	準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する<u>種苗（種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）</u>を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合に<u>はこの限りではない。</u> 2 [略]
------	---	--

- ・ 項名について、種子繁殖植物と栄養繁殖植物を分けて規定する必要があるため改正する。

- ・ 通常の方法によっては入手困難な場合の規定の改正

現行では、「通常の方法によっては入手困難な場合にはこの限りではない」とされ、有機種苗が入手困難な場合に使用できる種子や苗がどのようなものであるか不明確であるため、コーデックスガイドラインの規定に従い、第1に使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等、第2に一般の種子及び苗等の順に使用が可能である旨を明確化する。

ただし、やむを得ず一般の種子及び苗等を使用する場合であっても、可能な限り有機管理されていない期間を短くするため、種子繁殖植物は種子を、栄養繁殖植物は入手可能な最も若齢な苗等を使用することと規定する。

また、食用新芽（貝割れ大根やウド等）の生産を目的とする場合には、食用新芽は主として植物体に蓄えた栄養で生長し土壤の栄養を必要としないことが

ら、本号で規定する通常の方法によっては入手困難な場合の例外規定の適用外であることを明確化する。

事 項	改正案	現 行
ほ場等における有害動植物の防除	[前略] (農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表２に掲げる農薬(組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。))のみが使用されていること。)	[前略] (農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表２に掲げる農薬のみが使用されていること。)

- ・ 別表２に掲げる農薬について、組換えＤＮＡ技術の排除を明確化する。

事 項	改正案	現 行
<u>一般管理</u>	<u>土壌又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。</u>	[新設]

- ・ 有機農産物である以上、当然に肥料、土壌改良資材及び農薬以外の資材についても化学物質の投入はできないことを明確化するため、「一般管理」の項を新設する。

事 項	改正案	現 行
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の <u>収穫以後の工程に係る管理</u>	1 <u>ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準(以下「ほ場等の条件等の基準」という。))に従って生産された農産物以外の農産物が混合しないよ</u>	1 <u>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。</u>

	うに管理されていること。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、<u>物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）</u>によること（<u>物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合にあっては、有害動植物の防除に使用される資材は別表2に掲げる農薬のみが、品質の保持改善に使用する資材は別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。</u>）。 3 <u>病虫害の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 4 <u>ほ場等の条件等の基準及び上記1から3までの基準に従って生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤と接触しないように管理されていること。</u>	2 <u>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。</u> 3 <u>病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 4 <u>生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。</u>
--	---	---

- ・ 収穫以後の工程の管理である旨を明確化するため、項名に追記する。
- ・ 項名を繰り返し規定している「輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程」の規定を削除する。
- ・ 本条を網羅した時点で初めて有機農産物と表現できるものであるため、基準中の有機農産物の表現を修正する。
- ・ 有害動植物の防除又は品質の保持改善において、 薬剤の使用よりも物理的・生物的方法を優先すべきこと、 有害動植物の防除には別表2の農薬のみが、品質の保持改善には別表3の調整用等資材のみが使用できることを明確化する。

る。

- ・ 農薬は汚染物質ではないため、表現を修正する。

4 有機農産物の名称の表示の変更（第5条）

（有機農産物の名称の表示）

区 分	改正案	現 行
表示の方法	1 [略] 2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあつては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。また、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載し、名称の表示を行わなければならない。	1 [略] 2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあつては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

- ・ 有機JASマークのみで「転換期間中有機農産物」の表示を行わない場合、有機農産物との表示上の区別がつかないため、転換期間中有機農産物については名称の表示を義務付ける。

5 附則

第4条中ほ場に播種又は植え付ける種苗の項の1のただし書の規定については、公布の日から起算して5年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

- ・ 改正後の「ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等」の規定は、コーデックスガイドラインに沿った規定であるが、我が国の有機農業においては、現状では慣行生産苗を購入して使用している例も多く、有機育苗が十分普及・定着している状況にはないことから、直ちに新しい規定を適用することは困難であり、経過措置として5年間は従前の取扱いを可能とする。

6 別表 1 の変更

(肥料及び土壌改良資材(基準):改正部分抜粋)

改正案	現 行
[削る]	基準において、「 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u> 」と規定されているもの
<u>たい肥化又は発酵した植物及びその残さ</u>	<u>農産物及びその残さに由来する堆肥</u>
<u>たい肥化又は発酵した排せつ物</u> (<u>家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。</u>)	<u>家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥</u>
<u>食品及び繊維産業からの有機質副産物</u> (<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>)	<u>食品製造業等に由来する堆肥</u>
<u>と畜場及び水産加工場からの加工済動物性産品</u> (<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>)	[新設]
<u>たい肥化又は発酵した食品廃棄物</u> バーク堆肥 (<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>)	<u>生ゴミに由来する堆肥</u> バーク堆肥
[削る]	<u>魚かす粉末</u>
[削る]	<u>なたね油かす及びその粉末</u>
[削る]	<u>米ぬか油かす及びその粉末</u>
[削る]	<u>大豆油かす及びその粉末</u>
[削る]	<u>蒸製骨粉</u>
草木灰 (<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>)	草木灰
硫黄	硫黄 (<u>天然物質又は化学的処理を行って</u>

<u>生石灰</u> <u>(天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。)</u> <u>消石灰</u> <u>(上記生石灰に由来するものであること。)</u> <u>微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)</u> <u>泥炭</u> <u>(天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであって、育苗用土として使用するものであること。)</u> <u>塩化ナトリウム</u> <u>(採掘若しくは海水から化学的方法によらず生産したものであること。)</u> [削る] <u>塩化カルシウム</u> <u>上記の資材では、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材(前略・・・(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。))であり、かつ病虫害の防除効果を有しないことが客観的に明らかなものであること。)</u>	<u>いない天然物質に由来するものであること。)</u> [新設] [新設] 微量元素 泥炭 塩化ナトリウム <u>(採掘された塩であること。)</u> <u>さらし粉</u> [新設] <u>その他の肥料及び土壌改良資材</u> <u>(前略・・・化学的に合成された物質を添加していないものであること。)</u>
---	--

- ・ 「化学的に合成された物質を添加していないものであること。」との規定は、本則において手当てしたため、別表からは削除する。
- ・ コーデックスガイドラインとの適合を図るとともに、要望の強い資材（消石灰）について手当する。
- ・ 「その他の肥料及び土壌改良資材」については基準が曖昧で天然物質であれば何でも使用できるように解釈できるため、病虫害防除目的ではなく、リスト

化された資材では農地の生産力の維持増進が図れない場合のみ使用できる旨を明確化する。

7 別表2の変更

(農薬(基準):改正部分抜粋)

改正案	現 行
<u>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</u> <u>(除虫菊から抽出したものであ</u> <u>て、共力剤としてピペロニルブト</u> <u>キサイドを含まないものに限るこ</u> <u>と。)</u> [削る] [削る] [削る] <u>大豆レシチン・マシン油乳剤</u> <u>硫黄・大豆レシチン水和剤</u> <u>石灰硫黄合剤</u> 性フェロモン剤 <u>(農作物を害する昆虫のフェロモ</u> <u>ン作用を有する物質を有効成分と</u> <u>する薬剤に限ること。)</u> [削る] [削る] <u>脂肪酸グリセリド剤</u> <u>デンプン水和剤</u> [削る] [削る] <u>展着剤</u> <u>(カゼイン又はパラフィンを有効</u> <u>成分とする薬剤に限ること。)</u> <u>二酸化炭素くん蒸剤</u> <u>ケイソウ土粉剤</u> <u>メタアルデヒド剤</u> <u>(捕虫器に使用する場合に限るこ</u> <u>と。)</u>	除虫菊乳剤 <u>(除虫菊から抽出したものであるこ</u> <u>と。)</u> <u>デリス乳剤</u> <u>デリス粉</u> <u>デリス粉剤</u> [新設] [新設] [新設] 性フェロモン剤 <u>誘引剤</u> <u>忌避剤</u> [新設] [新設] <u>カゼイン石灰</u> <u>パラフィン</u> [新設] <u>二酸化炭素剤</u> <u>ケイソウ土剤</u> [新設]

- ・ コーデックスガイドラインとの適合及び新たに登録された天然系農薬について

て手当てを図るとともに、批判の強い資材（デリス粉、デリス粉剤）を削除し
要望の強い資材（石灰硫黄合剤）について手当する。

8 別表3の変更

（調整用等資材（基準）：改正部分抜粋）

改正案	現 行
<u>エチレン</u> <u>（バナナの追熟に使用する場合に 限ること。）</u> [削る]	[新設] <u>その他の調製用等資材</u>

- ・ 要望の強い資材（エチレン）を手当てし、その他の調整用等資材については実績がないため削除する。

有機農産物の日本農林規格（平成１２年１月２０日農林水産省告示第５９号）一部改正新旧対照表（案）

改 正 案	現 行																		
有機農産物の日本農林規格 （目的） 第１条 この規格は、有機農産物（食用に供されるものに限る。）の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物の生産の原則） 第２条 〔略〕 （定義） 第３条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> <tr> <td>有機農産物</td><td>次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。</td></tr> <tr> <td>ほ場等</td><td>ほ場及び採取場をいう。</td></tr> <tr> <td>使用禁止資材</td><td>肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）農薬（別表２に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td></tr> <tr> <td>苗等</td><td>苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。</td></tr> </table> （生産の方法についての基準） 第４条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事 項</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>ほ場等の条件</td><td>１ ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来しないように必要な措置が講じられていること。また、水田においてはその用水に使用禁止資材の混入を防止する等、ほ</td></tr> </table>	用 語	定 義	有機農産物	次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。	ほ場等	ほ場及び採取場をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）農薬（別表２に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	苗等	苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。	事 項	基 準	ほ場等の条件	１ ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来しないように必要な措置が講じられていること。また、水田においてはその用水に使用禁止資材の混入を防止する等、ほ	有機農産物の日本農林規格 （目的） 第１条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物の生産の原則） 第２条 有機農産物の生産の原則は次のとおりとする。 （１） 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。 （２） 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。 （定義） 第３条 この規格において、有機農産物とは、第４条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。 （生産の方法についての基準） 第４条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事 項</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td></td><td>１ ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表１及び別表２に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分され</td></tr> </table>	事 項	基 準		１ ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表１及び別表２に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分され
用 語	定 義																		
有機農産物	次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。																		
ほ場等	ほ場及び採取場をいう。																		
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）農薬（別表２に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。																		
苗等	苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。																		
事 項	基 準																		
ほ場等の条件	１ ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来しないように必要な措置が講じられていること。また、水田においてはその用水に使用禁止資材の混入を防止する等、ほ																		
事 項	基 準																		
	１ ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表１及び別表２に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分され																		

	場に使用禁止資材が流入しないように必要な措置が講じられていること。 2 次のいずれかによること。 (1) 多年生作物を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は<u>植え付け前</u>に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は<u>植え付け前</u>1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は<u>植え付ける種子及び苗等</u>の基準並びにほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。）については収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場に播種又は<u>植え付ける種子及び苗等</u>基準及びほ場における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。	
ほ場等における肥培管理	当該ほ場等において生産された農産物の残さに由来する<u>たい肥</u>の施用その他の当該ほ場等又はその周辺に<u>生息又は生育</u>する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等又はその周辺に<u>生息又は生育</u>する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材（<u>製造工程において化学的に合成された物質を添加していないもの（抽出の媒体を除く。）に限る。以下同じ。）のみを使用していること。</u>）。	ほ場等における肥培管理
ほ場に播種又は <u>植え付ける種子及び苗等</u>	1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準、<u>一般管理の基準</u>及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準に適合する<u>種子及び苗等</u>を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にあっては使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等を、これらの種子及び苗等の入手が困難な場合にあっては種子繁殖する農産物にあっては種子、栄養繁殖する農産物にあっては入手可能な最も若齢な苗等を使用することができる（食用新芽の生産を目的とする場合の種子及び植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合の苗等を除く。）。 2 [略]	ほ場に播種又は <u>植付ける種苗</u>
	に<u>いること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。 (1) 多年生作物（<u>牧草を除く。</u>）を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は<u>植付け前</u>に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は<u>植付け前</u>1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は<u>植付ける種苗</u>の基準<u>及び</u>ほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。）については収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場に播種又は<u>植付ける種苗</u>の基準及びほ場における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。	
ほ場等における肥培管理	当該ほ場等（<u>ほ場及び採取場をいう。以下同じ。</u>）において生産された農産物の残さに由来する<u>堆肥</u>の施用その他の当該ほ場若しくはその周辺に<u>生息若しくは生育</u>する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等若しくはその周辺に<u>生息若しくは生育</u>する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。）。	ほ場等における肥培管理
ほ場に播種又は <u>植付ける種苗</u>	1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗（<u>種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。</u>）を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にはこの限りではない。 2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。	ほ場に播種又は <u>植付ける種苗</u>

ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表２に掲げる農薬（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）のみが使用されていること。）」
一般管理	土壌又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の收穫以後の工程に係る管理	１ ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準（以下「ほ場等の条件等の基準」という。）に従って生産された農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。 ２ 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えＤＮＡ技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合にあっては、有害動植物の防除に使用される資材は別表２に掲げる農薬のみが、品質の保持改善に使用する資材は別表３に掲げる調製用等資材（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。）」 ３ 病害虫の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 ４ ほ場等の条件等の基準及び上記１から３までの基準に従って生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤と接触しないように管理されていること。

（有機農産物の名称の表示）

第５条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	１〔略〕

ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表２に掲げる農薬のみが使用されていること。）」
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	１ 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。 ２ 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表２に掲げる農薬及び別表３に掲げる調製用等資材（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。 ３ 病害虫防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 ４ 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

（有機農産物の名称の表示）

第５条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	１ 次の例のいずれかにより記載すること。 （１）「有機農産物」 （２）「有機栽培農産物」 （３）「有機農産物○○」又は「○○（有機農産物）」

	2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあっては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。また、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載し、名称の表示を行わなければならない。

附 則

- 1 第4条中は場に播種又は植え付ける種子及び苗等の項の1のただし書の規定については、公布の日から起算して5年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。
- 2 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
<u>たい肥化又は発酵した植物及びその残さ</u>	〔 削る 〕
<u>たい肥化又は発酵した排せつ物</u>	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
<u>食品及び繊維産業からの有機質副産物</u>	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
<u>と畜場及び水産加工場からの加工済動物性産品</u>	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
<u>たい肥化又は発酵した食品廃棄物</u>	〔 削る 〕
<u>パーク堆肥</u>	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
〔 削る 〕	〔 削る 〕
〔 削る 〕	〔 削る 〕
〔 削る 〕	〔 削る 〕
〔 削る 〕	〔 削る 〕
〔 削る 〕	〔 削る 〕
窒素質グアノ	〔 削る 〕
乾燥藻及びその粉末	〔 削る 〕
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
〔 略 〕	〔 略 〕

	(4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○（有機栽培農産物）」 (5) 「有機栽培○○」又は「○○（有機栽培）」 (6) 「有機○○」又は「○○（有機）」 (7) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」(注)「○○」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。 2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあっては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
--	--

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
<u>農産物及びその残さに由来する堆肥</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>食品製造業等に由来する堆肥</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>生ゴミに由来する堆肥</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>パーク堆肥</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>魚かす粉末</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>なたね油かす及びその粉末</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>米ぬか油かす及びその粉末</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>大豆油かす及びその粉末</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>蒸製骨粉</u>	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
窒素質グアノ	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
乾燥藻及びその粉末	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
草木灰	<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。

[略] [略]	[略] [略]	貝化石肥料 塩化加里	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。 天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
[略] [略] [略]	[略] [略] [略]	硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石	天然鉱石を水洗精製したものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して 1 k g 中 9 0 m g 以下であるものであること。
[略]	[略]	硫酸苦土肥料	ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
[略] 石こう（硫酸カルシウム）	[略] 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	水酸化苦土肥料 石こう（硫酸カルシウム）	天然鉱石を粉碎したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
硫黄	[削る]	硫黄	<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。</u>
<u>生石灰</u>	<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>		
消石灰 <u>微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）</u>	<u>上記生石灰に由来するものであること。</u> 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。	微量元素	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に<u>微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。</u>
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので<u>あって、育苗用土として使用するものであること。</u>	泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、<u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>

塩基性スラグ 鉋さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩化ナトリウム	<u>採掘若しくは海水から化学的方法によらず生産したものであること。</u>
[略]	[略]
[削る]	
<u>塩化カルシウム</u>	
<u>上記の資材では、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材</u>	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る。）で <u>（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）</u> であり、かつ病虫害の防除効果を有しないことが客観的に明らかなものであること。

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	<u>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</u>
[削る]	
[削る]	
[削る]	
[略]	
[略]	
<u>大豆レシチン・マシン油乳剤</u>	
[略]	
[略]	
[略]	

塩基性スラグ 鉋さいけい酸質肥料	と。 天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
熔せいりん肥	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
塩化ナトリウム	<u>採掘された塩であること。</u>
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して 1 k g 中 9 0 m g 以下であるものであること。
<u>さらし粉</u>	
<u>その他の肥料及び土壌改良資材</u>	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る。）で <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤	<u>除虫菊から抽出したものであること。</u>
<u>デリス乳剤</u>	
<u>デリス粉</u>	
<u>デリス粉剤</u>	
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	

硫黄・大豆レシチン水和剤

[略]

[略]

石灰硫黄合剤

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

性フェロモン剤

[略]

[略]

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。

[削る]

[削る]

[略]

[略]

脂肪酸グリセリド剤

デンプン水和剤

[削る]

[削る]

展着剤

[略]

二酸化炭素くん蒸剤

[削る]

[削る]

カゼイン又はパラフィンを有効成分とする薬剤に限ること。

[略]

ケイソウ土粉剤

[略]

[略]

メタアルデヒド剤

捕虫器に使用する場合に限ること。

硫黄・銅水和剤

水和硫黄剤

シイタケ菌糸体抽出物液剤

炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹

炭酸水素ナトリウム・銅水和剤

銅水和剤

銅粉剤

硫酸銅

生石灰

天敵等生物農薬及び生物農薬製剤

性フェロモン剤

誘引剤

忌避剤

クロレラ抽出物液剤

混合生薬抽出物液剤

カゼイン石灰

パラフィン

ワックス水和剤

二酸化炭素剤

ケイソウ土剤

食酢

ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。

ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。

展着剤として使用する場合に限ること。

展着剤として使用する場合に限ること。

保管施設で使用する場合に限ること。

保管施設で使用する場合に限ること。

[削る。]

別表 3

調 整 用 等 資 材	基 準
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 3

調 整 用 等 資 材	基 準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	

[略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]		ゼラチン 活性炭 タルク ベントナイト カオリン ケイソウ土 パーライト D L - 酒石酸 L - 酒石酸 D L - 酒石酸水素カリウム L - 酒石酸水素カリウム D L - 酒石酸ナトリウム L - 酒石酸ナトリウム クエン酸 微生物由来の調製用等資材 酵素 卵白アルブミン アイシングラス 植物油脂 樹脂成分の調製品 ヘーゼルナッツの殻	
<u>エチレン</u>	<u>バナナの追熟に使用する場合に限ること。</u>		
[削る]	[削る]	<u>その他の調製用等資材</u>	<u>農産物の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の工程に必要不可欠である資材であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>